

研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置に関する中間報告

文 部 科 学 省
予算監視・効率化特命チーム

1. 検討の趣旨及びこれまでの検討経緯

政府研究開発投資の横ばい若しくは微増傾向が続く中であっても、研究者が研究開発に専念できる時間や環境を確保・充実し、より一層優れた成果を生み出していくためには、これまでの「予算要求」に止まることなく、既存の予算・会計制度等に対する積極的な「予算制度改善提案」を通じて、新たな予算・会計制度等を構築していく方向性が極めて重要である。

こうした観点から、鈴木副大臣をリーダーとする「予算監視・効率化チーム」の特命事項として、研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置について集中的に検討を行う「特命チーム」を設置し、検討を進めてきた。

平成22年6月に若手研究者と鈴木副大臣との意見交換会を実施するとともに、文部科学省HP上の「熟議カケアイ」を約1ヶ月間実施するなど、研究開発現場の方々御意見を伺う新たなプロセスを経た上で、これまで文部科学省が実施してきたアンケート等の成果と併せつつ、研究費・プロジェクト系教育経費の今後の検討における論点と方向性について議論を進めてきたところである。

2. これまでに指摘された主な問題点

これまでに指摘された主な問題点については、以下の通り。

【研究費の使用期間（年度間の繰越し）】

- ・毎年度末になると、繰越しに必要な手続きや財産処理に膨大な時間を要している
- ・会計年度末の調達や会計年度をまたいだ在庫品となる調達が、原則認められていない
- ・予算を使い切るため、年度末に不要な消耗品を購入せざるをえない

【研究費の申請・交付等】

- ・研究費の制度によって、申請様式や費目の解釈等に差があり、事務が繁雑になる
- ・研究者用のデータベースが多すぎ、ID・パスワード管理が大変

【研究費の管理】

- ・研究機関は無駄な事務手続きや書類作成が多い
- ・研究機関の目標が、教育研究の生産性向上ではなく、手続きの不備の最小化に置かれがち

【研究費の用途】

- ・購入機器の目的外使用が認められていない
- ・複数の研究者の研究資金を合算して機器を購入したいができない

【研究機器の利活用】

- ・型落ち機器、高度な取扱いが必要な機器が使われず放置されている場合がある

3. 今後の検討における論点と方向性

熟議等を通じた問題点の指摘や提案を踏まえ、今後の検討における論点と方向性について、予算監視・効率化特命チームとして以下の通り報告する（詳細は別紙）

(1) 複数年度にわたる予算執行の実現

- ・ 簡素化が図られてきた繰越し手続きについて周知
- ・ 国の公募型研究開発の業務を独立した資源配分機関に移管

(2) 国立研究開発機関（仮称）制度の創設

- ・ 世界トップレベルの国際的な競争力と世界で最も機動的で弾力的な運営を実現
- ・ 特に柔軟な予算執行については、中期目標期間をまたいだ研究開発資金支弁・債務負担行為を認める

(3) 目的や内容を明確にした上での公募型研究資金の体系化

- ・ 現行の国直轄の政策課題対応型の分野別公募型研究資金制度について順次廃止
- ・ 法人事業は、目的に応じたメニューの整理・統合等でシンプル化するとともに、国による関与を強化

(4) 科学・技術重要施策アクションプランに沿った改革

- ・ 費目構成の統一化、費目間流用ルールの一貫化、繰越し手続きの簡略化、研究費を容易に返還できる仕組みづくり、実績報告書の提出期限の延長等を実施

(5) 研究費の電子申請システムの充実と研究成果情報の活用促進

- ・ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いた公募型研究費の申請業務等の効率化
- ・ 研究成果情報の活用を促進するとともに、政策決定に活用するエビデンスの整備にも貢献

(6) エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の実現

- ・ 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進
- ・ 特に、効果的な予算措置の観点からは、研究開発のポートフォリオ（例：基礎研究と応用研究のバランス、研究開発への投資の必要性等を示す客観的根拠の収集等）の立案手法研究
- ・ 研究成果に係るデータ基盤をはじめとする統計・データ基盤を構築

(7) 研究活動に専念できる支援体制整備に向けた専門スタッフの養成

- ・ 各研究機関における研究活動の支援体制の整備
- ・ リサーチ・アドミニストレーター養成・確保

(8) 研究開発に係る契約における課題への対応

- ・ 研究開発に係る契約の課題を明確化し、合理的な契約の在り方について検討
- ・ 研究機関を政府調達協定に関するアクションプランの自主規制の対象外とすることや、官報への掲載を迅速化することにより、調達に要する時間を短縮

(9) 効率的な調達を可能とする購買システムの構築

- ・ 各研究機関における調達担当部門の機能強化
- ・ 各研究機関におけるクレジットカード導入の検討
- ・ 各研究機関における研究機器の利活用
- ・ 各研究機関の公告期間に係る自主規制の撤廃
- ・ 各研究機関における「政府調達に関する協定」第15条第1項(e)の活用

(10) 会計検査院に対する要望事項の提出

- ・ 全ての予算制度改善要求について、会計検査院に対して送付
- ・ 予算制度等の改善要求に伴う会計検査院との連携

なお、中長期的な課題として、以下の2点についても提示している。

- ・ 繰越しにあたり、国庫への一時返納を不要とする
- ・ 補助金について額の確定権限の研究機関への付与

4. 今後の対応方針

文部科学省としては、予算監視・効率化チームにおける御意見を踏まえつつ、文部科学省のみで取り組むことができる事項については、可能な限り速やかに取組に着手することとする。

また、引き続き議論を深めることを要する事項については、これまでの検討内容を精査し、改めて熟議等で意見集約する方向で検討を進める。